

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	都城市 国民健康保険税務事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

都城市は、国民健康保険税務事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

都城市長

公表日

令和4年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税務事務
②事務の概要	<p>地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、国民健康保険税の賦課徴収又は国民健康保険税に関する調査(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例によるもの)に関する事務を行う。番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険の賦課徴収のため、納税者からの申告及び届出等により、必要な情報を入力し課税情報を管理する。 ②国民健康保険税の賦課徴収の決定(納税告知)のため、納税者の課税情報を確認する。 ③徴収した税額等を把握するため、収納情報を管理する。 ④滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。 ⑤納税義務者からの交付申請により、納税証明書等を発行する。 ⑥宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する。</p> <p>【リスク対策の実施状況】</p> <p>1 特定個人情報ファイルの取扱いログを定期的に確認する。 2 情報は全て施錠管理できる場所に保管する。 3 保存期限を超過した情報は、復元できない手段で削除又は廃棄する。 4 使用権限を明確にし、パスワードを随時変更して不正アクセスを防止する。</p> <p>【特定個人情報の取り扱い状況】</p> <p>① 特定個人情報の入手 【 有 】 ② 特定個人情報の使用 【 有 】 ③ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 【 有 】 ④ 特定個人情報の提供・移転 【 有 】 ⑤ 情報提供ネットワークシステムとの接続 【 有 】 ⑥ 特定個人情報の保管・消去 【 有 】 ⑦ 監査 【 有 】 ⑧ 従業者に対する教育・啓発 【 有 】</p>
③システムの名称	Acrocity(保険料(税)収納システム)、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国保収納ファイル ・保険料の徴収・督促・還付の管理および振替口座の管理	
(2)国保滞納ファイル ・保険料の徴収、滞納整理	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)に市町村長が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、117) (別表第二における情報照会の根拠) ・27の項、121</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部保険年金課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号885-8555 都城市姫城町6街区21号 総務部 総務課 文書担当 0986-23-2117
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号885-8555 都城市姫城町6街区21号 総務部 総務課 文書担当 0986-23-2117

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	保険年金課長 西河 邦博	保険年金課長 渋谷 吉春	事後	事前の提出・公表ができないため
平成31年4月1日	1. 特定個人情報を取扱う事務		【リスク対策の実施状況】 【特定個人情報の取り扱い状況】	事前	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	保険年金課長 渋谷 吉春	課長	事前	
平成31年4月1日	IV リスク対策		項目追加	事前	
令和5年1月1日	「I 基本情報」「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」「③システムの名称」	ACROCITY、滞納管理システム、中間サーバ	Acrocity(保険料(税)収納システム)、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	事前	
令和5年1月1日	「I 関連情報」「2. 特定個人情報ファイル名」	国民健康保険税情報ファイル	(1)国保収納ファイル ・保険料の徴収・督促・還付の管理および振替口座の管理 (2)国保滞納ファイル ・保険料の徴収、滞納整理	事後	・(理由)公金受取口座登録制度が開始されることで、同口座情報に関して情報提供ネットワークシステムを利用し、デジタル庁の公的給付支給等口座登録簿の副本情報を照会することが必要になるため「国民健康保険税情報ファイル」を細分化し、還付業務について明記した。
令和5年1月1日	「I 関連情報」「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」「②法令上の根拠」	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)に市町村長が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、117) (別表第二における情報照会の根拠) ・27の項	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)に市町村長が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、117) (別表第二における情報照会の根拠) ・27の項、121	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月1日	「I 関連情報」「②事務の概要」	【特定個人情報の取り扱い状況】 ③特定個人情報ファイルの取扱いの委託【無】	【特定個人情報の取り扱い状況】 ③特定個人情報ファイルの取扱いの委託【有】	事後	・(理由)「IVリスク対策」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の「委託しない」には○印が入っておらず、記載内容がずれていたため修正。